

# 令和7年度税制改正要望書

令和6年9月

一般社団法人 日本電機工業会

会 長 近藤 史郎

# 令和7年度 税制改正要望項目

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 国際課税ルールの見直し            | 1 頁 |
| 2. CN・知財・DX 投資にかかる税制等の見直し | 4 頁 |
| 3. その他税制の見直し              | 5 頁 |

# 1. 国際課税ルールの見直し

今後、導入が予定されている新しい国際課税ルール（※）への我が国の対応については、令和5年度税制改正大綱では「Pillar 2」に準拠した所得合算ルール（IIR）の法制化、令和6年度税制改正大綱では、令和7年度以降に国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化検討、またそれらに合わせて、企業の事務負担が過大とならないよう、CFC 税制も所要の調整を図る旨、記載されております。

CFC 税制について、国際課税ルールに合わせた適切な見直し、また企業の事務負担軽減を図るべく、下記の通り要望をいたします。

## （※）新しい国際課税ルール

OECD において 2021 年 10 月に国際合意された、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（Pillar 1）及び、軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2＝グローバルミニマム課税）という2つの制度。

## （1）CFC 税制の抜本的見直し

今後、各国間における課税額の調整は、世界共通ルールである「Pillar 2」に基づき実施され、CFC 税制による課税額の調整機能は「Pillar 2」により補完される見込みである。

この状況を踏まえ、CFC 税制については、ペーパー・カンパニー等実体が伴わない形態を利用した租税回避行為抑制に特化した制度として抜本的見直しを図り、また併せて企業の事務負担軽減の観点から、下記の点について見直しをいただきたい。

### ① 「Pillar 2」とのデータ共用

CFC 税制と「Pillar 2」の事務手続きを共用できるよう、例えばグローバルミニマム課税の判定税率（簡易 ETR）を、CFC 税制の判定税率としても使用するなど、CFC 税制の運用ルールを調整すること。

### ●CFC 税制等における作成書類

制度名	制度区分	海外子会社一覧	課税判定書類	税額計算書類	課税対象
CFC税制	国内ルール	別表17(3)	別表17(3)	別表17(3)	ペーパーカンパニー等
移転価格文書化制度	国内ルール	別表17(4)	-	-	-
	国際ルール準拠	CbCR			
グローバル・ミニマム課税(Pillar2)	国際ルール準拠の国内ルール	CbCR	CbCR等	別表20	業種を問わず

### ●グローバルミニマム課税の種別（対象は年間連結総収入が、7.5億ユーロの多国籍企業グループ）

項目	課税内容	法制化状況
国内ミニマム課税(QDMTT)	自国に所在する事業体のETRが最低税率を下回る場合に、自国で最低税率までトップアップ課税	令和7年度以降法制化
所得合算ルール(IIR)	子会社の所在地国の実効税率(ETR)が最低税率を下回る場合に親会社の所在地国で最低税率まで上乘せ(トップアップ)課税	法制化済
軽課税所得ルール(UTPR)	親会社の所在地国でIIR課税が行われない場合のバックストップとして、UTPR導入国でトップアップ課税	令和7年度以降法制化

※ 適用優先順位は、QDMTT⇒IIR⇒UTPR

## ② 判定対象となる外国子会社の絞り込み

令和5年度税制改正において、特定外国関係会社適用免除基準が27%となったが、依然として租税負担割合が20%以上のレンジについては判定対象となる外国関係会社が非常に多い割には合算税額が少ないため、さらなる効果的な絞り込みを行うこと。

## ③ 受動的所得における除外対象の見直し

国内配当益金不算入規定における持分割合の判定については、令和2年度税制改正により、グループ全体の持分割合に見直されていることと整合を図る観点から、下記の2点については、部分対象外国関係会社による持分割合が25%未満であっても、受動的所得から除外すること。

- a) グループ全体の持分割合が25%以上の子会社からの配当
- b) グループ間の事業再編等に伴い、部分対象外国関係会社が保有している子会社株式を関係会社に譲渡した際に係る譲渡益

## ④ CFC 税制の合算・申告期限の見直し

現行法上、外国子会社の事業年度終了後2カ月を経過する日を含む内国法人の事業年度において合算課税とされているが、日本の申告期限内に合算課税及び外国税額控除を適正に申告できるように、外国子会社の事業年度終了後1年を経過する日を含む内国法人の事業年度、あるいは外国子会社の申告期限から2月を経過する日を含む事業年度に見直すこと。

## ⑤ 経済活動基準の見直し

管理支配基準の判定については、外国関係会社が、その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが基準となるが、多様化するビジネス形態にマッチするよう、クラウドサービスビジネスを行う子会社でのリモート勤務の常態化も考慮した見直しをすること。

## ⑥ PMI 特例の譲渡期間の見直し

CFC 税制のPMI 特例（買収後の企業統合における企業グループ内株式譲渡益をCFC 税制の合算対象から控除する制度）については、譲渡期間に係る要件が2年以内と短く、制度が活用しにくいいため、より日本企業の海外 M&A を推進する観点からも、譲渡期間延長（2年以内⇒5年以内）をすること。

## (2) 税務申告手続き等の見直し

### ① 法人税 別表 17 (4) (国外関連者明細書) の手続き見直し

別表 17 (4) と、移転価格文書化制度の国別報告事項の内容が重複 (※) しているため、別表 17 (4) については廃止し、国別報告事項に一本化すること。

なお、廃止ができない場合でも、別表 17 (4) の記載内容の簡素化を図ること。

#### (※) 国別報告事項 (Country-by-Country Report) と 国外関連者明細書 (別表 17 (4)) との重複項目

No	項目	CbCR	別表17(4)
1	総収入	●	●
2	税引前当期純利益	●	●
3	資本金	●	●
4	利益剰余金	●	●
5	従業員数	●	●
6	構成事業体一覧	●	●

### ② 法人税 別表 17(3) (添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書) の手続き見直し

別表 17(3)における外国関係会社の財務諸表や申告書の写しの添付を省略して、調査時に提示する形に変更すること。

### ③ ローカルファイル作成期限の見直し

移転価格文書化制度におけるローカルファイルの作成期限について、税務申告時期における事務負担軽減のため、国別報告事項 (CbCR) の提出期限に倣い会計年度の終了の日の翌日から1年以内とすること。

#### ■ 現行制度

文書名	提出・作成期限
国別報告事項 (CbCR) マスターファイル (事業概況報告事項)	会計年度の終了の日の翌日から1年以内に 税務当局に提出
ローカルファイル (独立企業間価格を算定 するための詳細情報)	確定申告書の提出までに作成

#### 改正による効果

我が国企業への税負担ならびに事務負担への影響を最小限に留めることによりグローバルに活躍する企業の国際競争力維持、また企業の税務コンプライアンス維持・確保に繋がります。また当局・企業双方の業務コストの低減にも繋がります。

## 2. CN・知財・DX投資にかかる税制等の見直し

製造業については、ものづくりが中心だった時代から、生産から顧客への販売・アフターサービスまで、全てのフェイズにおいて、データ連携・AI活用といったDX投資が不可欠な時代にシフトしております。また、人口減少に伴う人手不足への対応のためにも、データ連携・AI活用のニーズは、より一層高まっていくと思われます。

また、政府方針である2050カーボンニュートラル実現に向けた投資促進、知財における我が国の環境立地整備・優位性確保についても、引き続き重要であることから、これらにかかる諸制度について、下記の通り、見直しを要望いたします。

### (1) カーボンニュートラル投資促進税制

申請回数は1社につき1回しか申請が認められておらず、我が国企業のさらなるカーボンニュートラル投資促進のためにも、複数回の申請を認めること。

### (2) イノベーションボックス税制（令和7年度開始）

本税制は、研究開発にかかるアウトプットへのインセンティブとして、また将来的には製品・サービスにかかる知財への適用拡充も期待されるなど、注目すべき制度であり、円滑な制度実施に資するよう、ガイドライン策定や計算方法簡素化を図る等、使いやすい制度設計とすること。

#### ●制度概要

適用対象：「特許権」「AI関連のソフトウェアの著作権」のうち、企業が主に「国内で」、「自ら」開発したもの

対象所得：「ライセンス所得」「譲渡所得」

### (3) DXにかかる投資支援

DX投資は、単年度で完結するものではなく、中長期を見据えて計画されるものであるため今後も我が国企業がDX投資に対し継続的かつ安定的に取り組める環境整備が不可欠であることから、引き続きDX投資に対するご支援を検討いただきたい。

改正による効果

企業のCN・知財・DX投資が、ますます加速し、我が国企業の国際競争力維持に繋がります。

### 3. その他税制の見直し

#### (1) グループ通算制度

##### ① スピンオフ時の分配資産割合計算における投資簿価修正の取り扱い

グループ通算制度採用会社が完全子会社の税制適格スピンオフを行う場合、グループから離脱する子会社株式について、規定に拠り投資簿価修正を行う必要がある。

よって、親会社は投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づき、株主への分配資産割合を計算することになるが、投資簿価修正にはスピンオフ実行日から一定の期間が必要であり、実務上、スピンオフの効力発生日までに、分配資産割合を算定することは不可能である。

また、これら状況が生じることにより、株主への影響（申告実務煩雑化や投資意欲減少）だけでなく、引いては企業の資金調達機会の喪失、事業再編鈍化による企業の国際競争力低下など、我が国経済全体に対する悪影響が懸念される。

これらを回避するため、グループ通算制度採用会社のスピンオフにおける分配資産割合の計算について、投資簿価修正との整合が実現できるよう、制度改善をいただきたい。

##### ② 試験研究費における増額修更正の取り扱い

増額の修更正を行う場合も当初申告額で固定せず再調整計算を行い、かつ減額の修更正と同様に他法人の税額に影響を与えないような規定への変更すること。

#### (2) インボイス制度

- ① 課税売上となる外貨建て請求書について、円貨での消費税額の記載要件を廃止すること。
- ② 3万円以上の入場券等回収特例についても住所の記載を不要とすること。
- ③ 1の免税事業者仕入の合計額が10億円を超える場合、その超える部分に関する経過措置（8割・5割控除）の適用除外とする取り扱いの廃止。
- ④ 1インボイスにつき複数回の端数処理を容認すること。
- ⑤ 2023年9月以前に支払済の長期前払費用について区分記載請求書での仕入税額控除を容認すること。
- ⑥ 免税事業者仕入に係る経過措置により本体金額に含める金額について、控除対象外消費税額としての処理の容認すること。
- ⑦ 免税事業者からの仕入固定資産について、調整不要もしくは5年間の均等償却とすること。

#### 改正による効果

グループ通算制度の改善により、株主・企業を含む、我が国経済の安定化・活性化に繋がります。税制自体簡素化により納税側では事務処理軽減及び予見性の確保、徴税側では調査コストの削減等が見込まれます。

以上

## 経理委員会16社

オムロン株式会社

シャープ株式会社

シンフォニアテクノロジー株式会社

株式会社ダイヘン

株式会社東光高岳

株式会社東芝

東洋電機製造株式会社

日新電機株式会社

パナソニックホールディングス株式会社

株式会社日立製作所

富士電機株式会社（委員長）

株式会社マキタ

三菱電機株式会社

株式会社村田製作所

株式会社明電舎（副委員長）

株式会社安川電機